

防地労第610号
30.1.22

地方協力局労務管理課長 殿

地方協力局長
(公印省略)

駐留軍要員健康保険組合選定議員候補者選考要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

駐留軍要員健康保険組合選定議員候補者選考要領

(趣旨)

第1 この要領は、健康保険法（大正11年法律第70号）第18条第3項に規定する駐留軍要員健康保険組合の組合会議員（以下「駐健保選定議員」という。）を事業主において選定するに当たり、駐健保選定議員の候補者（以下「候補者」という。）の選考の実施に関し必要な事項を定める。

(候補者の選考)

第2 防衛省職員ではない者を候補者として選考する場合は、公募により行うものとする。

(選考委員会の設置)

第3 選考の公平性及び透明性を確保するため、外部の有識者からなる駐留軍要員健康保険組合選定議員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第4 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 候補者の書類審査選考基準の作成及び当該書類審査の実施に関すること。
- (2) 候補者の面接審査選考基準の作成及び当該面接審査の実施に関すること。
- (3) 候補者の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、候補者の選考に関し委員会が必要と認める事項。

(構成)

第5 委員会は、委員3名で構成する。

- 2 委員は、外部の有識者のうちから、地方協力局次長が駐健保選定議員の選定の必要があると判断したときに委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員の任期は、地方協力局次長が委嘱した日から候補者が駐健保選定議員に選定される日までとする。

(運営)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、評価の結果を地方協力局次長に報告する。

(秘密を守る義務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、地方協力局労務管理課において処理する。

(委任規定)

第9 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。